

令和8年度 ダイオキシン類等分析結果（じん芥処理施設）

項目	排出基準 (自主基準値)	施設名	採取日			
			採取日			
排ガス 【煙突中間部にて 試料採取】	0.1 ng-TEQ/m ³ N (0.05ng-TEQ/m ³ N)	1号炉	採取日	4/9		
			結果の得られた日	5/15		
			分析値	0.00000025		
		2号炉	採取日	4/10		
			結果の得られた日	5/15		
			分析値	0.000056		
焼却主灰 (湿灰)	含有試験 3ng-TEQ/g 埋立基準	1号炉	採取日			
			結果の得られた日			
			分析値			
		2号炉	採取日			
			結果の得られた日			
			分析値			
焼却飛灰処理物	含有試験 3ng-TEQ/g 埋立基準	2炉分	採取日			
			結果の得られた日			
			分析値			
焼却飛灰 (処理前のばいじん)	— ng-TEQ/l	2炉分	採取日			
			結果の得られた日			
			分析値			
放流水	10pg-TEQ/l	/	採取日			
			結果の得られた日			
			分析値			

「ダイオキシン類対策特別措置法」、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」及び「下水道法」の規定に基づき測定しています。

※毒性等量は定量下限値未満の値を0として算出した値となります。

※()の基準値については、法規制値ではなく、より厳しい数値の自主基準値(停止基準)を用いています。

令和8年度 排ガス分析結果

1号炉

項目	基準値 (自主基準値)	単位	採取日					
			4/9					
			測定結果の得られた日					
			5/15					
ばいじん濃度 (12%換算) ※	0.04以下 (0.005以下)	g/m ³ N	0.001未満					
ばいじん量	-	g/h	33.9未満					
窒素酸化物 (12%換算)	250以下 (50以下)	ppm	31					
塩化水素 (12%換算)	430以下 (10以下)	ppm	1.0					
硫酸酸化物 (12%換算)	(10以下)	ppm	1.0未満					
鉛及び その化合物	10以下	mg/m ³ N	0.05未満					
カドミウム及び その化合物	0.5以下	mg/m ³ N	0.01未満					
塩素	1以下	ppm	0.1未満					
アンモニア	50以下	ppm	2.3					
シアン化合物	11.6以下	mg/m ³ N	0.6未満					
フッ素及び その化合物	2.5以下	mg/m ³ N	0.8未満					
硫化水素	10以下	ppm	1未満					
全水銀 (12%換算)	50以下	μg/m ³ N	不検出					

…大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号))の規定に基づき次のとおり測定しています。

…神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき次のとおり測定しています。

表の記載以外に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定により、硫酸酸化物及び窒素酸化物の事業所からの総量規制がかけられています。総量規制値は大きいため、常に基準値を下回っております。

※試料採取場所: 煙突中間部

※()の基準値については、法規制値ではなく、より厳しい数値の自主基準値(停止基準)を用いています。

「※全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とします。」

令和8年度 排ガス分析結果

2号炉

項目	基準値 (自主基準 値)	単位	採取日					
			4/10					
			測定結果の得られた日					
			5/15					
ばいじん濃度 (12%換算) ※	0.04以下 (0.005以下)	g/m ³ N	0.001未満					
ばいじん量	—	g/h	33.9未満					
窒素酸化物 (12%換算)	250以下 (50以下)	ppm	33					
塩化水素 (12%換算)	430以下 (10以下)	ppm	1.2					
硫酸酸化物 (12%換算)	(10以下)	ppm	1.0未満					
鉛及び その化合物	10以下	mg/m ³ N	0.05未満					
カドミウム及び その化合物	0.5以下	mg/m ³ N	0.01未満					
塩素	1以下	ppm	0.1未満					
アンモニア	50以下	ppm	1.6未満					
シアン化合物	11.6以下	mg/m ³ N	0.6未満					
フッ素及び その化合物	2.5以下	mg/m ³ N	0.8未満					
硫化水素	10以下	ppm	1未満					
全水銀 (12%換算)	50以下	μg/m ³ N	不検出					

…大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号))の規定に基づき次のとおり測定しています。

…神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき次のとおり測定しています。

表の記載以外に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定により、硫酸酸化物及び窒素酸化物の事業所からの総量規制がかけられていますが、総量規制値は大きいため、常に基準値を下回っております。

※試料採取場所: 煙突中間部

※()の基準値については、法規制値ではなく、より厳しい数値の自主基準値(停止基準)を用いています。

「※全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とします。」

令和8年度 ごみ質分析結果

項 目		単 位	採 取 日				
			4/2				
			測定結果の得られた日				
			5/15				
種 類 組 成	紙・布類	wt%	38.82				
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	wt%	17.90				
	木・竹・わら類	wt%	11.64				
	厨芥類	wt%	13.92				
	不燃物類	wt%	2.11				
	その他	wt%	15.61				
物 理 化 学 的 性 状	水分	wt%	37.67				
	灰分	wt%	14.16				
	可燃分	wt%	48.17				
	高位発熱量 (乾燥ごみ)	KJ/kg	21,210				
	高位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg	12,800				
	低位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg	10,920				
	元 素 組 成	炭素	wt%	28.7			
		水素	wt%	4.17			
		酸素	wt%	14.82			
		窒素	wt%	0.33			
		塩素	wt%	0.15			
硫黄		wt%	0.01未満				
単位容積重量 (見掛比重)		kg/m ³	154				

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)に基づき測定しています。

ごみ質は、焼却炉での燃焼を決定づける最も重要な要素です。分析結果を利用して、焼却炉への給じん量や空気量、燃焼室の単位容積・時間あたりの発熱量及び排ガス量を算出することができ、最適な処理量を求めることができます。

令和8年度 ごみ質分析結果

項 目	単 位	採 取 日					
		測定結果の得られた日					
種 類 組 成	紙・布類	wt%					
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	wt%					
	木・竹・わら類	wt%					
	厨 芥 類	wt%					
	不 燃 物 類	wt%					
	そ の 他	wt%					
物 理 化 学 的 性 状	水 分	wt%					
	灰 分	wt%					
	可 燃 分	wt%					
	高位発熱量 (乾燥ごみ)	KJ/kg					
	高位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg					
	低位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg					
	元 素 組 成	炭 素	wt%				
		水 素	wt%				
		酸 素	wt%				
		窒 素	wt%				
		塩 素	wt%				
硫 黄		wt%					
単位容積重量 (見掛比重)	kg/m ³						

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)に基づき測定しています。

ごみ質は、焼却炉での燃焼を決定づける最も重要な要素です。分析結果を利用して、焼却炉への給じん量や空気量、燃焼室の単位容積・時間あたりの発熱量及び排ガス量を算出することができ、最適な処理量を求めることができます。

令和8年度 ごみ質分析結果

項 目	単 位	採 取 日					
		測定結果の得られた日					
種 類 組 成	紙・布類	wt%					
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	wt%					
	木・竹・わら類	wt%					
	厨 芥 類	wt%					
	不 燃 物 類	wt%					
	そ の 他	wt%					
物 理 化 学 的 性 状	水 分	wt%					
	灰 分	wt%					
	可 燃 分	wt%					
	高位発熱量 (乾燥ごみ)	KJ/kg					
	高位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg					
	低位発熱量 (生ごみ)	KJ/kg					
	元 素 組 成	炭 素	wt%				
		水 素	wt%				
		酸 素	wt%				
		窒 素	wt%				
		塩 素	wt%				
硫 黄		wt%					
単位容積重量 (見掛比重)	kg/m ³						

「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)に基づき測定しています。

ごみ質は、焼却炉での燃焼を決定づける最も重要な要素です。分析結果を利用して、焼却炉への給じん量や空気量、燃焼室の単位容積・時間あたりの発熱量及び排ガス量を算出することができ、最適な処理量を求めることができます。

令和8年度 焼却残さの熱しゃく減量

1号炉・2号炉

項目	基準値	単位	採取日										
			4/2										
			測定結果の得られた日										
5/15													
1号炉 熱しゃく減量	10以下	wt%	0.1未満										

項目	基準値	単位	採取日										
			4/2										
			測定結果の得られた日										
5/15													
2号炉 熱しゃく減量	10以下	wt%	0.1未満										

※「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日、環整第95号（厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達）、改正：平成2年2月1日衛環第22号）に従い1月に1回測定

※熱しゃく減量とは、ごみを焼却した結果として残る焼却残さ中の未燃物質を重量(%)で表したもので、焼却残さの質が分かります。熱しゃく減量の少ないものほど、良好な燃焼が行われていることを表します。

令和8年度 焼却飛灰処理物総合溶出試験

1号炉 ・ 2号炉混合

項目	基準値	単位	採取日
			測定結果の得られた日
水素イオン濃度 (pH)	—	—	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l	
水銀又はその化合物	0.005以下	mg/l	
カドミウム又はその化合物	0.09以下	mg/l	
鉛又はその化合物	0.3以下	mg/l	
有機リン化合物	1以下	mg/l	
六価クロム化合物	1.5以下	mg/l	
ヒ素又はその化合物	0.3以下	mg/l	
シアン化合物	1以下	mg/l	
ホリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003以下	mg/l	
トリクロロエチレン	0.3以下	mg/l	
テトラクロロエチレン	0.1以下	mg/l	
セレン又はその化合物	0.3以下	mg/l	
ジクロロメタン	0.2以下	mg/l	
四塩化炭素	0.02以下	mg/l	
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/l	
1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	mg/l	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/l	
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	mg/l	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	mg/l	
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/l	
チウラム	0.06以下	mg/l	
シマジン	0.03以下	mg/l	
チオベンカルブ	0.2以下	mg/l	
ベンゼン	0.1以下	mg/l	
1,4-ジオキサン	0.5以下	mg/l	

ばいじん(集じん設備によって集められたもの)は特別管理一般廃棄物に指定されているため、その処分の方法として薬剤処理(キレート処理)し、含有の可能性のある重金属等によって人の健康や生活環境に被害を及ぼさないよう配慮しています。

薬剤処理(キレート処理)する場合の基準として「特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」(環告42号、平成4年7月3日)があり、固形状のものについては、金属等が溶出しないよう処分又は再生されていることとされています。

金属等が溶出しないこととは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」により、各物質の溶出が基準以下であることとされています。

令和8年度 焼却飛灰処理物鉛溶出試験

1号炉・2号炉混合

項目	基準値	単位	採取日					
			4/2					
			測定結果の得られた日					
			5/15					
鉛 又 その 化合 物	0.3以下	mg/l	0.03未満					

ばいじん(集じん設備によって集められたもの)は特別管理一般廃棄物に指定されているため、その処分の方法として薬剤処理(キレート処理)し、含有の可能性のある重金属等によって人の健康や生活環境に被害を及ぼさないよう配慮しています。

薬剤処理(キレート処理)する場合の基準として「特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物を処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準」(環告42号、平成4年7月3日)があり、固形状のものについては、金属等が溶出しないよう処分又は再生されていることとされています。

金属等が溶出しないこととは、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」により、各物質の溶出が基準以下であることとされています。

令和8年度 排水総合分析結果

項目	基準値	単位	採取日		項目	基準値	単位	採取日	
			測定結果の得られた日					測定結果の得られた日	
カドミウム及びその化合物	0.003以下	mg/l			チウラム	0.06以下	mg/l		
シアン化合物	1以下	mg/l			シマジン	0.03以下	mg/l		
有機燐化合物	0.2以下	mg/l			チオベンカルブ	0.2以下	mg/l		
鉛及びその化合物	0.1以下	mg/l			ベンゼン	0.1以下	mg/l		
六価クロム化合物	0.2以下	mg/l			セレン及びその化合物	0.1以下	mg/l		
ヒ素及びその化合物	0.1以下	mg/l			ほう素及びその化合物	230以下	mg/l		
総水銀	0.005以下	mg/l			ふっ素及びその化合物	15以下	mg/l		
アルキル水銀化合物	検出されないこと	mg/l			1,4-ジオキサン	0.5以下	mg/l		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	mg/l			フェノール類含有量	0.5以下	mg/l		
トリクロロエチレン	0.1以下	mg/l			銅含有量	³ [1]以下	mg/l		
テトラクロロエチレン	0.1以下	mg/l			亜鉛含有量	² [1]以下	mg/l		
ジクロロメタン	0.2以下	mg/l			溶解性鉄含有量	¹⁰ [3]以下	mg/l		
四塩化炭素	0.02以下	mg/l			溶解性マンガン含有量	1以下	mg/l		
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	mg/l			クロム含有量	2以下	mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	1以下	mg/l			ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5以下(鉱物) 30以下(動植物油脂類)	mg/l		
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	mg/l			ヨウ素消費量	220未満	mg/l		
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	mg/l			ニッケル及びその化合物	1以下	mg/l		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	mg/l							
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	mg/l							

は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)の規定に基づき測定しています。

※その他の項目は、ごみ焼却施設からの排水を処理する排水処理施設の機能を監視するために、施設の出口で測定したものを下水道法の放流水基準(*1)に当てはめたものです。

下水道法では、下水道へ流入する排水の最終放流口での水質に規制基準を設定しています。

(*1)規制基準値は、下水道法及び下水道法施行令第9条の4第4項の規定により定められている県条例(大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例)に基づいています。

[]は法定基準値より低い値で管理するために施設管理基準として定めています。

令和8年度 (じん芥処理施設) 排水定期分析結果

項目	基準値	単位	採取日									
			4/2									
			測定結果の得られた日									
			5/15									
水温	45未満	°C	23.0									
水素イオン濃度 (pH)	5を超え 9未満	pH	7.9 (21°C)									
生物化学的酸素消費量 (BOD)	600未満	mg/l	1									
化学的酸素消費量 (COD)	—	mg/l	5									
浮遊物質 (SS)	600未満	mg/l	1未満									
アンモニア窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380未満 (3項目の合計)	mg/l	5.4									

は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」(昭和52年11月4日、環整第95号(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通達)、改正:平成2年2月1日衛環第22号)の規定に基づき測定しています。

その他の項目は、ごみ焼却施設からの排水を監視するために、施設の出口で測定したものを下水道法の放流水基準(*1)に当てはめたものです。

(*1)規制基準値は、下水道法及び下水道法施行令第9条の4第4項の規定により定められている県条例(大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例)に基づいています。